

そらいろケアプラン基準該当居宅介護支援事業運営規定

<目的>

第1条 そらいろケアプラン（以下「事業所」と言う。）が行う基準該当居宅介護支援の事業（以下「事業」と言う。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対して、自立した生活を営む事が出来るよう、適正な基準該当居宅介護支援を提供することを目的とする。

<運営の方針>

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事が出来るよう、適切な福祉サービス及び保健、医療サービスが、総合的かつ効率的に提供される事に配慮し、支援を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

<事業所の名称等>

第3条 事業を行う名称及び所在地は、次の通りとする。

- 1 名称 そらいろケアプラン
- 2 所在地 鎌倉市由比ガ浜3-11-49
由比ガ浜フラット201号室

<職員の職種、員数、及び職務内容>

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤、主任介護支援専門員兼務）
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 主任介護支援専門員 1名（常勤）
主任介護支援専門員は、介護支援業務全般を行うとともに、幅広く地域や研修活動に寄与し、介護支援専門員の指導も行う。
- 3 介護支援専門員 1名（常勤）
介護支援専門員は、介護支援業務全般を行う。

<営業日及び営業時間>

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 月曜日から金曜日とする。
(ただし、土日と祝祭日、12月29日～1月4日、8月13日～8月16日を除く。)
- 2 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

<基準該当居宅介護支援の内容>

第6条 事業内容については、次のとおりとする。

- 1 利用者又はその家族より、利用申請を受け、アセスメントや居宅サービス計画の作成、担当者会議等の一連のケアマネジメントプロセスを実施する。その際には、利用者又はその家族からの同意を得て、主治医や各サービス提供者等の関係機関と連携を図るものとする。
- 2 居宅サービス計画作成後、少なくとも月1回以上の利用者宅の訪問により、継続的に実態の把握に努めるとともに、利用者及びその家族、サービス提供者等の関係機関と、連絡・調整を図り、必要に応じて居宅サービス計画の変更を行う。
- 3 要介護認定の新規申請、継続更新又は要介護状態の区分変更の為の申請に対する支援。

<利用料金>

第7条 介護保険法に基づき、第6条(1)(2)の業務を行った場合厚生労働大臣が定める基準による金額を、利用料として保険者より、徴収する。徴収方法は、代理受領委任払いとする。

- 2 厚生労働大臣が定める基準による金額
居宅介護支援費 I (i)
要介護1～2 1076単位
要介護3～5 1398単位
- 3 特定事業所加算 III を算定する。 300単位/月
- 4 初回加算 300単位/月
- 5 ターミナルケアマネジメント加算 400単位/月
- 6 通院時情報連携加算 50単位/月
- 7 緊急時等居宅カンファレンス加算 200単位/月
- 8 入院時情報連携加算
(I) 200単位/月 (II) 100単位/月

9 退院・退所加算

- | | | | |
|-------|---------|-------|---------|
| (Ⅰ) イ | 400単位/回 | (Ⅰ) ロ | 600単位/回 |
| (Ⅱ) イ | 600単位/回 | (Ⅱ) ロ | 750単位/回 |
| (Ⅲ) | 900単位/回 | | |

<事業の実施地域>

第8条 鎌倉市 全域

<その他 運営に対する注意事項>

第9条 基準該当居宅支援事業所は、介護支援専門員の質的向上を図る為、研修の機会を、随時設けるものとする。

- 2 従事者は、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持する。
- 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

<サービスの選択と同意について>

第10条 利用者自身によるサービスの選択と同意

利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとする。

- ・基準該当居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事が出来ること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができる。
- ・特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはしない。(6か月ごとの事業所利用実績については、別紙参照)
- ・居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなるサービス担当者会議の招集や、やむを得ない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ることとする。

<苦情相談窓口について>

第11条 利用者からの相談または苦情に対応する窓口

(1) 当事業所相談窓口

相談窓口	そらいろケアプラン
担当者	青地 千晴
電話番号	0467-23-0961
対応時間	午前9時00分～午後6時00分（土日・祝祭日を除く）

(2) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は直ちに連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、担当者およびサービス事業者から事情を確認する。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果および具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得がいくような理解を求めることとする。

(3) 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

サービス事業者からの対応状況も正確に確認するとともに、その苦情の真の原因を突き止め、よりよいサービスが提供されるよう、十分な話し合い等を実施する。また、定期的にサービス事業者を訪問し、円滑な対応が図れるようにする。

(4) 外部苦情相談窓口

市町村介護保険相談窓口 (鎌倉市介護保険課)	電話番号	0467-23-3000
	直通番号	0467-61-3950
	対応時間	8:30～17:00（土日・祝祭日を除く）
神奈川県国民健康保険 団体連合会（国保連）	電話番号	045-329-3400（代表）
	直通番号	045-329-3447
	対応時間	9:00～17:15（土日・祝祭日を除く）

<事故発生時の対応について>

第12条 事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関わらず、サービス提供の過程において発生した利用者の身体的又は精神的に通常と異なる状態でサービス提供事業者から連絡があった場合は、下記のとおりに対応をする。

① 事故発生の報告

事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村（保険者）に報告する。

② 処理経過及び再発防止策の報告

- ① の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し市町村（保険者）に報告する。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止に努める。

<緊急時の対応>

第13条 事業所は、緊急時にも対応ができるように電話の転送や携帯電話等により、常に連絡がとれる体制にするとともに、利用者またはサービス提供者等から緊急の連絡があった場合、速やかに関係機関等へ連絡をとり、必要に応じて利用者宅を訪問する等の対応をする。

<自然災害についての業務継続計画の策定>

第14条 地震・洪水等の自然災害については、常に利用者のリスク管理とトリアージを行い、事業所内で共有する。

2 発災直後は、介護支援専門員自身の安全の確保に努め、可能な限り事業所内で連絡を取り、管理者の指示に従うこととする。

3 被害が出た場合は、別途定める自然災害時の事業継続計画に基づき対応することとする。

<感染症の予防及び蔓延防止のための措置>

第15条 日ごろから、感染予防には細心の注意を払いながら業務にあたることとする。利用者及び家族、介護支援専門員が感染した場合には、別途定めるBCP計画に基づき対応することとする。

<虐待についての対応>

第16条 利用者及び家族に、虐待の疑いがある場合は、速やかに管理者に報告の上、地域包括支援センター・保険者に通報する。

2 事業所内・外などで研修を実施し、早期発見と改善に努める。

<ハラスメントに対する対応>

第17条 ハラスメントの疑いがある場合は、管理者に報告し事業所内で共有し改善を図ることとする。

<附則>

※この規定は、令和 3年 4月1日から実施する。

※この規定は、令和 4年 3月1日から実施する。